

仕事と生活の調和に係る取組と課題について

団体名：日本労働組合総連合会

1. 現行の取組

ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた連合の取り組み

(第5回中央執行委員会(08.2.15)確認)

以下に記載の取り組みにあたっては、「行動指針」において、「数値目標は、社会全体として達成することを目指す目標であり、個々の個人や企業に課されるものではない。」と記載されている。しかし、連合は、政労使で合意した「憲章」、及び「行動指針」に盛り込まれた目標数値の達成に向けて、2008 春季生活闘争をスタートに連合・構成組織・地方連合会が一体となり取り組みを進めていくこととした。

具体的取り組み

(1) 連合本部

労働政策審議会、社会保障審議会等審議会への意見反映と国会への対応強化
シンポジウム、学習会、要請行動等で活用する資料の作成
構成組織、地方連合会における取り組みの情報収集と情報提供(2月下旬にホームページ「目指そうワーク・ライフ・バランス」を創設)

(2) 構成組織

「憲章」及び「行動指針」に関する学習と内容の理解・周知
単組は労使で「労働時間等設定改善委員会」等を設置すると共に、連合の方針や指針に基づいて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、具体的に取り組む。
労働組合自らが主体的に「私たちの働き方改革宣言」を発して自己改革と職場の改革を進める。

(3) 地方連合会

都道府県労働局の「仕事と生活の調和推進会議」への参画と意見反映。なお、委員数が複数の場合は必ず女性を参画させる。
都道府県、政令市及び中核市に対し、「次世代育成支援対策地域協議会」の設置を求める。

“仕事と生活の調和の実現”と“就労と子育ての両立”が「車の両輪」として推進されるよう、「仕事と生活の調和推進会議」と「次世代育成支援対策地域協議会」の連携強化を働きかける。

地方議会(3月、6月)で「ワーク・ライフ・バランスの街づくり宣言」を決議する。
47 都道府県で開催される、シンポジウムやセミナーに積極的に参加する。

取り組み期間

「行動指針」の数値目標の達成年は、5年後、10年後となっているが、連合の数値目標の達成年は当面5年後とする。

2. 取組を進める中で障壁や隘路と感じていること

【連合として進める上での障壁や隘路】

取り組みをスタートしたばかりであり、課題については、2008年12月に状況を集約し、整理していく。

【ワーク・ライフ・バランスを進める上での障壁や隘路】

一部の労使、大手企業だけの取り組み課題ではなく、社会全体の合意が必要である。企業において取り組む意義が理解されていない。

企業の取り組みが管理職に周知されておらず、その意義も理解されていない。

ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する国としての予算措置が見えていない。

ジェンダーの視点をふまえた、男女ともに取り組むことの意義、男性の働き方改革の必要性が欠如している。

保育サービスなど子育て支援策が不十分である。

労働時間が長い。

3. 取組をさらに進めるという観点から政府・地方公共団体に期待すること（要望等）

【政府への期待と要望】**長時間労働の抑制**

- a) 法定割増率の引き上げ（時間外 50%、休日 100%）、時間外労働限度基準のあり方の検討などの労働基準法の改正。
- b) フルタイム労働者の年間総実労働時間 1800 時間の数値目標設定等、法目的を「仕事と生活の調和」にするなど、労働時間等設定改善法の改正をはかる。

多様な働き方・生活の選択を可能とする社会基盤の整備

- a) 保育料負担の半減、児童手当や育児休業給付の拡充等子育て世帯に対する経済的負担の軽減措置を強化。
- b) 総合的な次世代育成支援を確立するの「子育て基金」(仮称)を創設
- c) 「保育を希望する」すべての子を受け入れるよう良質な保育サービスの設置と拡充や学童保育の拡充。
- d) 休業や短時間勤務制度の拡充と、本人の選択を前提とする勤務の柔軟化(在宅勤務、評価制度見直し、要員確保等)の整備。

働き方に中立な税・社会保障制度の確立

- a) 働き方に中立な税制とするための夫婦合算均等分割制度(二分二乗制度)を創設と、扶養控除(中学3年までの子)を児童手当の拡充に振り替える。
- b) 社会保険・雇用保険を全被用者に適用する。
- c) 遺族厚生年金の支給要件を段階的引き下げとともに、失業中も障害年金や遺族年金の受給権を確保するための厚生年金(所得比例部分)への継続加入制度を創設する。
- d) 個人事業等の被用者である国民年金第1号被保険者の育児休業中の保険料免除制度の創設。

働く者の雇用の安定と均等処遇の確立

均等待遇や最低賃金等の法整備。

ワーク・ライフ・バランス推進体制の強化

- a) 企業・経営団体・中小企業に対しての助成金の周知・支援。
- b) 「仕事と生活の調和推進会議」と「次世代育成支援対策地域協議会」の連携強化
- c) ワーク・ライフ・バランスに関する助成金の周知と活用。
- c) 次世代育成支援対策推進法の「事業主行動計画」策定・公表等の徹底。

【地方公共団体への期待と要望】

地域の事情や特性に対応した保育サービス・学童保育の拡充。

経営者団体へのワーク・ライフ・バランスの取り組み・助成金などの周知。

地方における政労使合意形成を促進、地域行動計画の策定・実行を推進。

--

4 . その他

特記事項があれば記載願います。
